川越市児童遊園
管理の手引き

川越市こども未来部こども育成課

（令和７年７月版）

目　次

１　はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

２　児童遊園とは　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

３　市と自治会の基本的な役割　・・・・・・・・・・・・・・・・　２

４　児童遊園の利用のルール等　・・・・・・・・・・・・・・・・　６

５　保険について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８

６　地域での活用について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８

７　よくある質問　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

（資料集）

川越市児童遊園の設置等に関する要綱　・・・・・・・・・１３

川越市児童遊園に係る管理基準　・・・・・・・・・・・・・１５

川越市内児童遊園一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・１６

１　はじめに

この手引きは、川越市内の児童遊園（令和７年４月１日現在１４１箇所）の管理について、必要な事項をまとめたものです。

本書は、こどもたちや保護者の方々、児童遊園に関わる地域の皆様が、児童遊園を安全に楽しく利用できるよう、市と地元自治会の皆様が行う管理について、より一層理解を深めていただくことを目的に作成しています。

２　児童遊園とは

児童遊園は、地域の幼児及び児童を交通禍から守り、その健全な育成を図ることを目的として、自治会からの設置申請に基づき市が遊具や設備を整備し、管理については、市と地元自治会において、協同で行うこととしています。

設置や管理等について必要な事項は「川越市児童遊園の設置等に関する要綱」、「川越市児童遊園に係る管理基準」に定めており、本書において具体的な内容を記載しています。

【都市公園との違い】

市内には本書に示す児童遊園のほか、市や国・県が設置して管理を行っている「都市公園」が数多くあります。

都市公園は、都市公園法に基づいて設置・管理しているもので、その基準等は法令で定められており、市の都市公園については、市公園整備課が管理を行っています。

一方、児童遊園は、地域における幼児・児童の健全育成という目的を主として、地元自治会（地域）の方々と市こども育成課が協同でその管理を行うものとして、自治会からの申請に基づいて設置しています。

市の都市公園…法令に基づき設置し、維持管理は市公園整備課で実施。
市の児童遊園…自治会の申請により設置し、除草等の日常管理は自治会（地域）の皆様で実施。

３　市と自治会の基本的な役割

（１）市の役割

市の基本的な役割は、児童遊園内の遊具・設備等の専門点検や修繕・更新など、主に設備等の管理に係る事項です。

①遊具・設備等の保守点検

児童遊園の整備に伴い市が設置した遊具・設備等については、年１回、専門業者に委託して保守点検を実施し、不具合や劣化の状態を確認しています。

保守点検では、ボルトやネジの増し締め・注油等の軽易なメンテナンスを行うとともに、保守点検を行った全ての遊具に「点検済」シールを貼付し、危険などにより使用に支障がある場合は、一時的に使用中止の措置を行うなどの対応をしています。

【点検済シールと使用中止の例】

点検済シール

使用中止のブランコ

②砂場の浄化・砂の補充

児童遊園内の砂場は、衛生環境や利用の快適性の向上を図るため、年１回、業者に委託して浄化作業を行っています。浄化作業では、ゴミ、落葉、フン等を取り除くとともに、安全性を確認した薬剤での消毒を行っています。

また、保守点検や浄化作業により砂量の減少を確認した場合は、予算の範囲内で、砂の補充も行っています。

【砂場浄化の様子】

ゴミ等の除去

薬剤散布

③遊具・設備等の増設、修繕・更新、撤去

遊具・設備等の増設、修繕・更新、撤去は、保守点検の結果や自治会からの申請(市への児童遊園遊具等増設･修理･撤去申請書の提出)などを踏まえ、市が行います。

なお、これらの対応は、保守点検で確認した劣化の進行具合や、園内の他の遊具・設備等の配置・スペースの状況、地元自治会や利用する地域の方々の意向も踏まえながら､予算の範囲内で総合的に判断して決定します(内容によっては、お時間をいただくことや、対応を見送らせていただくこともあります)。

④児童遊園用地の契約等の管理

児童遊園として使用している土地は、公有地（市・県等行政で所有している土地)、民有地のいずれもあります。

民有地の場合は、基本的に市と土地所有者（法人や個人の地権者）の方とで無償の土地使用貸借契約を締結して土地をお借りしており、契約の更新などの手続きは、市が行います。

⑤児童遊園の新設・廃止

市では児童遊園の新設・廃止を行っています。新設する場合、自治会が日常の維持管理を行うこと、土地所有者や隣接地権者の同意が得られることなどの要件があります。

また、利用する幼児・児童の減少等により廃止を検討される場合についても、事前にご相談をいただいています。詳細は市へお問い合わせください。

（２）自治会の役割

自治会の皆様の基本的な役割は、児童遊園内の清掃・除草など、主に日常的な維持管理に係る事項です。

日常管理は、ごみゼロ運動や、地域活動の機会などもご活用いただくとともに、日頃から児童遊園を利用している団体（育成会・子ども会やゲートボールなどの団体）の方々にもお声掛けいただくなど、地域の皆様が協力して実施できる体制を確保した上で、適切に実施していただくようお願いします。

①ルール等の周知について

児童遊園を利用する方々へ「４　児童遊園の利用のルール等」（６ページ）に掲げる事項等について周知をお願いします。ルール等を記載した簡易な掲示（ラミネート加工したもの）を市で作成することもできますので、希望される場合は市へご相談ください。

【市で作成する掲示の例】

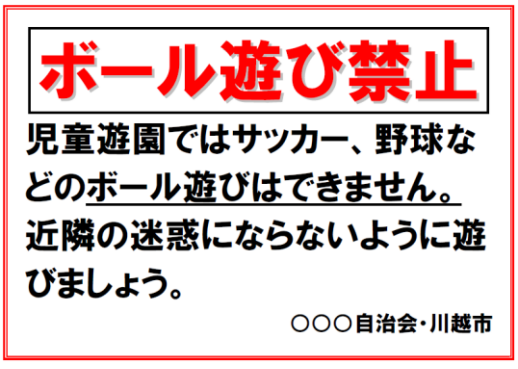

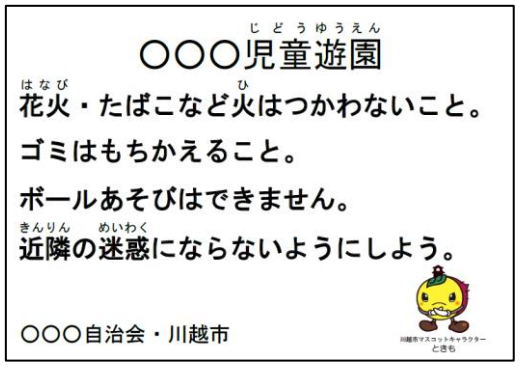

②園内の清掃、除草、整地

清掃については、日頃から園内の見回りを行うなど、美化に努めていただくようお願いします。

除草については、特に５月から９月頃までの雑草の繁茂が著しく、児童遊園の利用や隣接する土地に影響を及ぼすことが無いよう、定期的な対応が必要です。なお、幼児・児童の安全上の観点から、除草剤の使用は禁止しています。

また、つまずきや転倒防止のため、特に除草後などは、地面の凹凸が無いように整地をお願いします。

③樹木剪定等

樹木剪定については、樹木の生育状況等を考慮しながら、適宜ご対応をお願いします。自治会の皆様でご対応いただく際は、事前に作業手順を確認し複数名で行うなど、安全に配慮しながら実施してください。

また、樹木に害虫が発生した場合の駆除もお願いしており、アメリカシロヒトリなどの毛虫類の駆除は、市環境政策課にて防除機械の貸出しと防除薬剤の交付を行っています（事前に申請が必要です）。

なお、スズメバチなど、人命に係わる害虫が発生した場合は、市へご連絡ください。

④遊具・設備等の日常点検

遊具・設備等の点検は、市が専門業者に委託して行う保守点検のほか、自治会の皆様にも日常点検をお願いしています。

日常点検は、遊具・設備等の安全性を確認していく上で、市が行う保守点検と併せて重要な作業となりますので、少なくとも季節ごと（３箇月に１回程度）を目安として実施してください（日常点検の方法等、詳細については別紙「日常点検の手引き」のとおり）。

⑤児童遊園遊具等増設・修理・撤去申請書の提出

日常点検の結果などにより、遊具・設備等の増設、修繕・更新、撤去を要請する場合は、市へ「児童遊園遊具等増設・修理・撤去申請書」のご提出をお願いします。

なお、破損などの報告については、市の公式 LINE による「通報機能」（令和５年７月４日から運用開始）も便利です。

【市公式 LINE の通報機能について】

市公式 LINE による通報機能を利用することで、破損箇所の場所や状況をいつでも簡単に通報（情報提供）することができます。

①市公式 LINE を友達登録後、LINE トップページから「道路などの破損等を通報」をタップ。

②公園に関する通報から児童遊園をタップ。

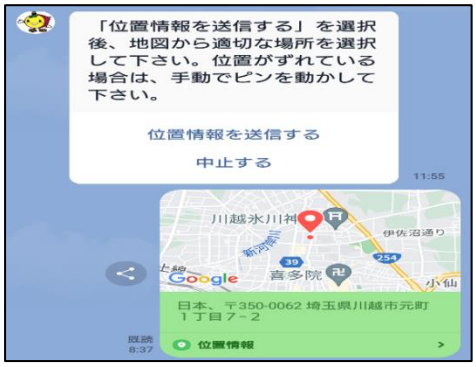

③トーク画面に従って位置情報や写真を送信。詳しくは市ホームページをご覧ください。

※LINE からの通報に対しては個別の回答や返信は原則行いません。

４　児童遊園の利用のルール等

児童遊園では、幼児・児童をはじめ、地域の方々が気持ちよく使えるように、ゴミを片付ける、近隣の迷惑になるような大声を出したり騒音を立てない等のマナーを守って、譲り合いながらご利用いただくとともに、以下に掲げる基本的なルールを遵守していただきます。

①ボール遊びの禁止

児童遊園内では、幼児用の柔らかいボールを使った遊び、ゲートボール、グラウンド・ゴルフを除き、ボール遊び（野球（キャッチボール含む）、サッカー）は禁止しています。

なお、ゲートボールやグラウンド・ゴルフを実施する場合は、児童遊園を利用するこどもたちが安全に遊べるスペース等も確保していただくなど、ご配慮願います。

②火気使用の禁止

児童遊園内では喫煙は禁止です。その他花火等の火気使用については、自治会や地域住民の方々が、「青少年の健全育成という目的」で、「条件を満たして使用する場合」を除き禁止しています。

【花火等の火気使用の条件】

・花火等火気の使用時間は、近隣に配慮し、原則午後９時までとすること。
・使用できる花火は、線香花火などの手持ち花火に限ること。
・花火等火気使用の際は、必ず保護者同伴で行うこと。
・花火等火気使用の際は必ず水を用意し、使用後は後片付けの上ゴミは必ず自宅に持ち帰ること。
・大きな話し声などを控え、近隣の迷惑にならないよう注意すること。

なお、児童遊園の設置場所は、住宅密集地や寺社地など様々であることから、周辺環境等を考慮し、自治会において、条件に関わらず、花火等火気使用を全面禁止としている児童遊園もあります。

③自動車の乗入れの禁止

幼児・児童の安全確保や、地面の変形を防ぐため、児童遊園内への自動車の乗入れは禁止しています（維持管理や地域活動の準備等を行う上で必要な場合は除きます）。

５　保険について

地域の皆様が、児童遊園を安全に楽しく利用し、管理できるように、市では各種保険に加入しています。事故等の発生を確認した場合は、速やかに市へご連絡ください（各種保険の適用可否については、発生した事故等の詳細を確認した上での判断となります）。

①全国市長会市民総合賠償補償保険

児童遊園内において、市が設置した遊具・設備等、施設の瑕疵（欠陥）が原因となって発生した事故により、児童遊園の利用者等第三者に与えた損害（身体障害、財物損壊）の賠償が対象となります。

②市民活動補償制度（市地域づくり推進課）

市民活動団体（自治会等）が無報酬で行う市民活動中（児童遊園の清掃・除草等の活動も含む）の事故に対する補償制度で、活動中に発生した事故により、他人に与えた損害（身体障害、財物損壊）の賠償及び、活動者等が受けた傷害（死亡又は負傷）が対象となります。

６　地域での活用について

（１）地域での活用にあたって

児童遊園は地域のこどもたちの身近な遊び場であるほか、自治会等地域の皆様が日常管理やイベント等を行っていく中で、住民やこども同士が関わり、地域コミュニティを形成する場としても機能してきました。

しかしながら、市内の児童遊園の大多数は設置から４０年以上経過し、利用状況や周辺環境、日常管理を行う自治会の状況も変化してきていると考えられます。

このことから、自治会の皆様においても、地域における児童遊園の役割等の再確認を行いながら、児童遊園の地域での活用等についてご検討いただき、地域の幼児・児童の健全育成及び、円滑な日常管理体制の確保に努めていただきますよう、お願いします。

（２）活用の例

児童遊園は、地域の幼児・児童の健全育成につながるものであれば、自治会が行う活動・イベントの場としてもご活用いただけます。ここでは、活用の一例をご紹介します。

①ラジオ体操や子ども会活動、地域の行事など

活動スペースが確保できる場合は、ラジオ体操や子ども会活動、地域の行事など、定期的な活動やイベントの場としてご活用いただいているケースもあります。

この場合、市への使用許可申請等は必要ありませんが、「４　児童遊園の利用のルール等」に掲げる事項は遵守していただき、必要に応じて近隣のご理解も得ていただきながらご活用いただくよう、お願いします。

【市の取組み「プレーパーク」について】

市では児童センターの屋外広場や児童遊園などを活用し、「プレーパーク」を実施しています。

プレーパークとは、こどもたちが自由に様々な遊びに挑戦したり、体験や交流ができる遊び場のことで、プレーリーダーが遊びの環境づくりを行います。

プレーパークは、こどもたちの居場所として、こどもたちが外で遊ぶきっかけづくりとして、大変有意義なものであることから、市においても、地域への活動の輪を広げる取組みを推進していく予定です。

ターザン遊び

どろ団子づくり

②市民花壇の設置

活動スペースの確保が難しい児童遊園では、こどもたちが花と親しめるように、市民花壇を設置しているケースもあります。

市民花壇とは、公共の空地など、多くの人が目にすることができる場所に花壇をつくり、地域住民の皆様に花壇のお世話をしていただくことを条件に、市環境政策課が指定する花壇です。市民花壇に指定された場合、花苗の支給、花壇を作るための資材（枕木・擬木柵等）の提供等を行います。

なお、児童遊園内に設置する場合は、花壇と遊具等設備の距離やスペース等、安全性の確保等についての確認が必要となりますので、事前にご相談ください。

【児童遊園内の市民花壇】

7　よくある質問

Ｑ１　児童遊園の日常管理等にかかる経費について、自治会に対する補助金はあるか。

Ａ１　児童遊園は、基本的に自治会が清掃・除草・樹木剪定等の日常管理を行うことを要件として設置していることから、市からの補助制度はございません。

このことからも、地域において円滑な日常管理体制の確保に努めていただきますよう、お願いします。

Ｑ２　自治会で児童遊園の除草や樹木剪定を行ったが、大量の草や枝をどのように処分したらよいか。

Ａ２　市のごみ処理施設（東清掃センター、資源化センター）への自己搬入が可能で、自治会長は、事前に搬入手数料の免除を申請することができます（自己搬入の免除申請先は市環境施設課）。

なお、自己搬入が難しい場合、自治会長から市へ収集を依頼することも可能です（無料）。この場合、収集までに１週間程度かかる場合があります（収集の申請先は市収集管理課）。

詳細は各申請先にお問い合わせください。

Ｑ３　児童遊園内の樹木が高木となり、自治会では剪定等の対応が難しい場合はどうしたらよいか。

Ａ３　高木等の剪定は、高所作業車や重機での対応を業者へ依頼することが想定され、のちの維持管理も見据えて、剪定の度合いや、伐採の要否の検討が必要となることも想定されます。特に伐採する場合に関しては、自治会が植樹した場合を除き、土地所有者との協議も必要となります（市有地の児童遊園は市との協議となります）。

対応については、まずは自治会・地域でのご検討をお願いしていますが、倒木の危険等緊急性が高い場合は市へご相談ください。

Ｑ４　市へ「児童遊園遊具等増設・修理・撤去申請書」を提出したが、いつ対応してもらえるのか。

Ａ４　遊具等の修繕・更新に関しては、自治会からの申請のほか、市が毎年、専門業者に委託して行う保守点検で確認した劣化の進行具合等を考慮し、予算の範囲内で順次行うこととなります。

また、遊具等の増設に関しては、園内の他の遊具・設備等の配置やスペースの都合上、ご希望に添えないこともあります。

市内には数多くの児童遊園があり、上記の要因に加えて市の財政状況も考慮しながら対応を決定していく必要があることから、内容によっては、お時間をいただくことや、対応を見送らせていただくことについてご了承ください。

Ｑ５　児童遊園内のベンチを修理してほしい。

Ａ５　ベンチの修繕についても、劣化の進行具合等を考慮し、予算の範囲内で順次行っています。なお、市で修繕を行うのは、市で設置したベンチに限ります（市で設置するベンチは基礎を埋め込んで地面に固定しています)。

Ｑ６　児童遊園内に水道・トイレを設置してほしい。

Ａ６　水道・トイレの設置は、付近に上下水道が整備されている必要があることや、将来に渡って継続的な維持管理（設備の管理、清掃、トイレットペーパー等の備品の補充等）が必要となることから、自治会・地域での日常管理が前提となる児童遊園においては、現在、設置を行っていません。

川越市児童遊園の設置等に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、幼児及び児童を交通禍から守り、その健全な育成を図ることを目的とする川越市児童遊園（以下「児童遊園」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「児童遊園」とは、幼児及び児童が自ら又は保護者と共に遊戯に使用する施設を有する野外における遊び場をいう。

（設置の条件）

第３条　児童遊園の設置の条件は、次に掲げるとおりとする。

⑴　自治会が維持管理を行うこと。

⑵　川越市内の土地であること。

⑶　近隣に遊び場がなく、かつ、既存の児童遊園又は公園から概ね２００メートル以上離れていること。

⑷　面積は、３３０平方メートル程度であること。

⑸　自動車等の乗り入れがないこと。

⑹　借地の場合は、土地所有者の承諾が得られていること。

⑺　予定する児童遊園に隣接する土地所有者の同意が得られていること。

⑻　境界の確定、私権その他工事に支障となる事項がないこと。

（設置申請の手続）

第４条　児童遊園の設置を希望する自治会長は、児童遊園設置申請書（様式第１号)、児童遊園設置同意書（様式第２号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

⑴　案内図

⑵　公図の写し

⑶　土地の現況を撮影した写真

⑷　土地の登記簿謄本

（設置の決定）

第５条　市長は、前条の規定による申請があったときは、現地を調査し、適当と認めたときは児童遊園を設置する。

（設置決定の通知）

第６条　市長は、前条の規定により設置を決定したときは、児童遊園設置決定書（様式第３号）により、その旨を自治会長に通知するものとする。

（使用貸借の期間）

第７条　児童遊園の用地の使用貸借の期間は、原則として次に掲げるとおりとする。

⑴　工事費の予定額が３００万円未満の場合　５年以上

⑵　工事費の予定額が３００万円以上の場合　１０年以上

（契約の締結）

第８条　市長は、設置工事に着手する前に境界の確定、私権その他工事に支障となる事項がないことを確認した後、土地使用貸借契約を締結するものとする。

（施設の整備）

第９条　市長は、予算の範囲内において整地、外柵その他の必要な施設を整備するものとする。

２　整備後において、遊具等の増設、修理、撤去等の必要が生じた場合、自治会長は、児童遊園遊具等増設・修理・撤去申請書（様式第４号）を市長に提出しなければならない。

３　遊具等の増設、修理、撤去等は、市長が行うものとする。

（管理）

第 10 条　市長は、自治会長に児童遊園の適切な管理を行わせるものとする。

２　自治会長は、児童遊園を善良な管理のもとに保全し、良好な状態で利用できるように努めなければならない。

３　自治会長は、遊具等に破損又は異常を発見した場合には、速やかに市長に報告するものとする。

（契約の更新）

第 11 条　市長は、自治会長及び土地所有者と協議のうえ、契約の更新による使用貸借の期間を決定するものとする。

（児童遊園の廃止）

第 12 条　自治会長は、土地所有者の都合等によりやむを得ず児童遊園を廃止する場合は、児童遊園廃止届（様式第５号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、土地を返還する場合は、土地返還決定書（様式第６号）により所有者に通知し、原状に復する等の措置を行うものとする。

（委任）

第 13 条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、平成２４年１２月３日から施行する。

２　この要綱施行前にちびっこ広場設置要綱、遊園地設置要綱及び川越市児童遊園設置要綱の規定によって設置されたちびっこ広場、遊園地及び児童遊園は、この要綱の規定により設置された児童遊園とみなす。

附　則

この要綱は、令和　４年　４月　１日から施行する。

川越市児童遊園に係る管理基準

（趣旨）

第１条　この基準は、川越市児童遊園の設置等に関する要綱（平成２４年１１月７日市長決裁。以下「要綱」という。）に基づき、川越市児童遊園の適切な管理について、必要な事項を定めるものとする。

（管理の内容）

第２条　要綱第１０条第１項の適切な管理とは、次に定めるところによる。

⑴　遊具等の日常点検を行うこと。

⑵　除草及び清掃を行うこと。

⑶　地盤（地面）の整備を行うこと。

⑷　樹木の剪定を行うこと。

ただし、寺社地及び共有地などにある所有者が特定できない樹木で、剪定の域を超えて成長した樹木の枝切り等については、自治会長と協議のうえ、対応するものとする。

⑸　樹木に発生した害虫の駆除を行うこと。

ただし、スズメバチ等、人命に係わるような害虫は除く。

⑹　ボール遊び（野球（キャッチボールを含む）、サッカー）は禁止とし、その旨の内容を含めた、児童遊園利用者への注意を喚起する看板の設置を行うこと。

ただし、ゲートボール、グラウンドゴルフ、幼児用の柔らかいボール遊びは除く。

⑺　喫煙は禁止とし、花火等その他の火気使用は、青少年の健全育成を目的とするもので、以下イからホの条件を満たす場合を除き禁止とし、その旨の内容を含めた児童遊園利用者への注意喚起を行うこと。

イ　花火等火気の使用時間は、近隣に配慮し、原則午後９時までとすること。

ロ　使用できる花火は、線香花火などの手持ち花火に限ること。

ハ　花火等火気の使用の際は、必ず保護者同伴で行うこと。

ニ　花火等火気の使用の際は必ず水を用意し、使用後は後片付けのうえ、ゴミは必ず自宅に持ち帰ること。

ホ　大きな話し声などを控え、近隣の迷惑にならないよう注意すること。

⑻　その他、児童遊園の設置の目的のために必要な維持管理を行うこと。

附　則

この基準は、平成２４年１２月３日から施行する。

附　則

この基準は、平成２７年１２月３日から施行する。

川越市内児童遊園一覧　　令和７年４月１日

通しNo.	地区毎No.	基本情報				
		地区	児童遊園名	管理自治会	所在地	地籍(㎡)
1	1	本庁	宮下町2丁目	宮下町2丁目	宮下町2－7－17他	259
2	2	本庁	宮元町	宮元町	宮元町4先	393
3	3	本庁	妙義神社	宮元町	宮元町32－5	156
4	4	本庁	柊稲荷	石原町1丁目	石原町1－32－4他	545
5	5	本庁	石原公民館	石原町2丁目	石原町2－64－6	229
6	6	本庁	上野田中央	上野田町	上野田町7－34	88
7	7	本庁	上野田北	上野田町	上野田町55－2	327
8	8	本庁	野田神社(境内)	野田町1丁目	野田町1－11－6	247
9	9	本庁	野田団地	野田町1丁目	野田町1－12－84	92
10	10	本庁	野田町1丁目	野田町1丁目	野田町1－23－111	111
11	11	本庁	野田町2丁目	野田町2丁目	野田町2－16－161	143
12	12	本庁	熊野神社	今成2･3丁目	今成3－4－4	331
13	13	本庁	警視庁団地	今成4丁目	今成4－9－5	306
14	14	本庁	氷川神社	小室町	小室297－2	350
15	15	本庁	出世稲荷	松江町1丁目	松江町1－7－1	700
16	16	本庁	三変土田稲荷	小仙波町4丁目	小仙波町4－9－4	165
17	17	本庁	氷川神社	仙波町4丁目	仙波町4－19－2	655
18	18	本庁	浅間神社	富士見町	富士見町21－1	312
19	19	本庁	菅原神社	菅原町	菅原町9－6	166
20	20	本庁	新宿3丁目	新宿町3丁目	新宿町3－3－1	197
21	21	本庁	新宿城南	新宿町3丁目	新宿町3－20－37	95
22	22	本庁	メイツ川越	新宿町3丁目	新宿町3－10－1	100
23	23	本庁	4丁目	新宿町4丁目	新宿町4－4－52	119
24	24	本庁	岸町1丁目	岸町1丁目	岸町1－52－13	244
25	25	本庁	三光町団地	三光町	三光町35－21	218
26	26	本庁	六塚稲荷	六軒町1丁目	六軒町1－17－2	96
27	1	芳野	北田島	北田島	北田島329他	379
28	2	芳野	菅間中･下	菅間中･下	菅間764	331
29	3	芳野	石田本郷	石田本郷	石田本郷605－1	612
30	4	芳野	稲荷神社	石田本郷	石田本郷697他	613
31	5	芳野	西門公民館	鴨田第1	鴨田405－1他	2,474
32	6	芳野	鍛冶屋敷	鴨田第1	鴨田611－1	973
33	7	芳野	稲荷神社	鴨田第3	鴨田1800	358
34	8	芳野	八幡神社	鴨田第3	鴨田1072－1	285
35	9	芳野	伊佐沼	伊佐沼	伊佐沼500－2他	340
36	10	芳野	鹿飼	鹿飼	鹿飼421他	3,046
37	11	芳野	鹿飼(境内)	鹿飼	鹿飼405他	852
38	12	芳野	中老袋	中老袋	中老袋70	208
39	1	古谷	宿	宿	古谷上4645他	1,414
40	2	古谷	古川端	古川端	古谷上8111－1他	173
41	3	古谷	氷川神社	古谷本郷上	古谷本郷872	538
42	4	古谷	古谷本郷上	古谷本郷上	古谷本郷1043－2	378
43	5	古谷	八幡神社	古谷本郷下	古谷本郷1406	662
44	6	古谷	公民館	古谷本郷下	古谷本郷1050－2他	311
45	7	古谷	神明神社	小中居	小中居664	330
46	8	古谷	氷川神社	大中居	大中居671	331
47	9	古谷	高島神社	高島	高島86－2	552
48	10	古谷	八ツ島	八ツ島	八ツ島27－1	257
49	11	古谷	下老袋	下老袋	下老袋338	497
50	1	南古谷	神明神社	今泉	今泉505	859
51	2	南古谷	今泉	今泉	今泉86－12	122
52	3	南古谷	上久下戸	上久下戸	久下戸2007－1他	1,413
53	4	南古谷	神明神社	萱沼	萱沼2606－2	505
54	5	南古谷	渋井観音	渋井	渋井703－1他	258
55	6	南古谷	氷川神社	古市場	古市場1－2	68
56	7	南古谷	川越ハイツ	川越ハイツ	牛子427－14	723
57	1	高階	藤間上	藤間上	藤間1099－3他	1,090
58	2	高階	武蔵野	藤間東	砂新田1776－5他	81
59	3	高階	富士ケ丘	富士ケ丘	下松原662－4	171
60	4	高階	日枝神社	寺尾第4	寺尾641	496
61	5	高階	砂新田南	砂新田南	砂新田372－5	410
62	6	高階	五ツ又第2	五ツ又	砂新田5－38－19	132
63	7	高階	春日神社	砂新田1丁目	砂新田139	108
64	8	高階	氷川神社	砂第1	砂642－4	343
65	9	高階	砂第3	砂第3	砂835－6	573
66	10	高階	高砂	高砂	砂907－1	1,049
67	1	福原	武蔵町	武蔵町	下赤坂657	848
68	2	福原	上松原	上松原	上松原363	671
69	3	福原	稲荷神社	下松原下	下松原232	993
70	4	福原	わかのび	今福下	今福952－18	98
71	5	福原	平岡	今福下	今福815－14	100

川越市内児童遊園一覧　　令和７年４月１日

通しNo.	地区毎No.	基本情報				
		地区	児童遊園名	管理自治会	所在地	地籍(㎡)
72	6	福原	今福原	今福原	今福1253－2	667
73	7	福原	北平野	今福原	今福1111－7	153
74	8	福原	北平野第2	今福原	今福1054－15	99
75	9	福原	霞町	霞町	今福1014－70他	1,081
76	10	福原	八雲神社	中台元町	中台元町1－13－10	587
77	11	福原	中台2丁目	中台	むさし野3－28	126
78	12	福原	稲荷神社	砂久保	砂久保66	546
79	13	福原	砂久保第1	砂久保	砂久保37－23	267
80	14	福原	砂久保第2	砂久保	砂久保137－6他	178
81	15	福原	砂久保第3	砂久保	砂久保78－3	100
82	16	福原	甲山	今福北	今福728－21	177
83	17	福原	北野台南	今福北	今福708－4	201
84	18	福原	北野台	今福北	今福714－6	136
85	1	大東	菅原神社	南大塚	南大塚2－4－7	1,129
86	2	大東	窪川	南大塚	むさし野31－3他	210
87	3	大東	萱場	南大塚	南大塚6－27－23	176
88	4	大東	大塚新田	大塚新田	大塚1－14－22	482
89	5	大東	白山神社	寿町1丁目	寿町1－2302	401
90	6	大東	八坂神社	豊田町	豊田町2－24－1	270
91	7	大東	山王脇	豊田町	豊田町3－19－6	100
92	8	大東	白髭神社	豊田本	豊田本4－22－1	500
93	9	大東	薬師堂	豊田本	豊田本2－6－13	199
94	10	大東	西会	豊田本	豊田本3－13－27	500
95	11	大東	池辺	池辺	池辺261－1	331
96	12	大東	大袋(白髭)	大袋	大袋255	1,543
97	13	大東	泉福寺	増形	増形236－1	922
98	14	大東	台ノ上	増形	増形370－1	465
99	15	大東	東公園	日東町	日東町4	717
100	16	大東	大袋新田	大袋新田	大袋新田873	760
101	17	大東	大袋新田第2	大袋新田	大袋新田777－38他	268
102	18	大東	山城	山城	山城36－1他	323
103	19	大東	天神社	藤倉	藤倉1－15－1	717
104	20	大東	氷川神社	かし野台	かし野台1－13－3	231
105	1	霞ケ関	愛宕神社	的場中組	的場1204－1	30
106	2	霞ケ関	的場北新田	的場中組	的場1293－2他	972
107	3	霞ケ関	上沢	的場上組	的場134	263
108	4	霞ケ関	八幡神社	的場上組	的場529	330
109	5	霞ケ関	的場八幡前	的場上組	的場431－10	100
110	6	霞ケ関	鏡神社	大町	笠幡282－5	66
111	7	霞ケ関	本町	本町	笠幡1941－2	673
112	8	霞ケ関	笠幡協栄	協栄	笠幡2360－1	843
113	9	霞ケ関	西部	西部	笠幡2799－2	366
114	10	霞ケ関	西部第2	西部	笠幡2543－1	3,750
115	11	霞ケ関	大笠	大笠	笠幡2754－1	2,396
116	12	霞ケ関	上野	上野	笠幡3795－1	322
117	13	霞ケ関	(山伝)第1	山伝	笠幡4815－18	246
118	14	霞ケ関	笠幡団地第1	笠幡ｸﾞﾘｰﾝﾊﾟｰｸ	笠幡4004－2	250
119	15	霞ケ関	笠幡団地第2	笠幡ｸﾞﾘｰﾝﾊﾟｰｸ	笠幡4004－2	350
120	16	霞ケ関	笠幡団地第3	笠幡ｸﾞﾘｰﾝﾊﾟｰｸ	笠幡4004－2	600
121	17	霞ケ関	笠幡団地第4	笠幡ｸﾞﾘｰﾝﾊﾟｰｸ	笠幡4004－2	200
122	1	霞ケ関北	角栄団地第1	霞ケ関北	霞ケ関北1－7－15	600
123	2	霞ケ関北	角栄団地第2	霞ケ関北	霞ケ関北4－5－13	194
124	3	霞ケ関北	角栄団地第3	霞ケ関北	霞ケ関北4－6－14	358
125	4	霞ケ関北	角栄団地第4	霞ケ関北	霞ケ関北4－10－13	367
126	5	霞ケ関北	角栄団地第5	霞ケ関北	霞ケ関北5－2－8	309
127	6	霞ケ関北	角栄団地第6	霞ケ関北	霞ケ関北5－3－8	458
128	7	霞ケ関北	角栄団地第7	霞ケ関北	霞ケ関北5－4－8	288
129	8	霞ケ関北	みなみ松ノ木	みなみ	的場2006－1他	412
130	1	名細	鯨井第1	鯨井	鯨井1630	513
131	2	名細	鯨井第2	鯨井	鯨井1118－1	552
132	3	名細	上戸	上戸	上戸316－1	331
133	4	名細	吉田	吉田	吉田192－1	1,306
134	5	名細	団地内南	みよしの	吉田650－6他	365
135	6	名細	団地内	下広谷南	下広谷899－1他	349
136	7	名細	平塚	平塚	平塚96－1	766
137	8	名細	小堤東	小堤東団地	小堤550－2	2,685
138	1	山田	八咫神社	上寺山	上寺山497－1	323
139	2	山田	山田西町	山田西町	山田894－2	276
140	3	山田	山田西町第2	山田西町	山田908－12	168
141	4	山田	石田	石田	石田639	915

〒350-8601　川越市元町１丁目３番地１（本庁舎３階）

川越市こども未来部こども育成課 こども支援担当
電話 ０４９－２２４－５７２４（直通）
FAX ０４９－２２４－６７０５

市ホームページ（児童遊園）☞

川越市マスコットキャラクター　ときも